		出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。
精神障害	募集及び採用時	面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
	採用後	業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 業務の優先順位や目標を明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順を分かりやすく示したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 できるだけ静かな場所で休憩できるようにすること。 本人の状況を見ながら業務量等を調整すること。 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。
発達障害	募集及び採用時	面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。 面接・採用試験について、文字によるやりとりや試験時間の延長等を行うこと。
	採用後	業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 業務指示やスケジュールを明確にし、指示を一つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと。 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 感覚過敏を緩和するため、サングラスの着用や耳栓の使用を認める等の対応を行うこと。 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。
難病に起因する障害	募集及び採用時	面接時間について、体調に配慮すること。 面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
	採用後	業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。
高次脳機能障害	募集及び採用時	面接時に、就労支援機関の職員等の同席を認めること。
	採用後	業務指導や相談に関し、担当者を定めること。 仕事内容等をメモにする、一つずつ業務指示を行う、写真や図を多用して作業手順を示す等の対応を行うこと。 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること。 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整すること。 本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明すること。

○厚生労働省告示第百十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第五号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、同日前に申請のあったかぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬及び鼻炎用内服薬の製造販売の承認については、なお従前の例による。

平成二十七年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

かぜ薬の項中「、細粒剤」を削り、「剤型」を「剤形」に改める。

かぜ薬の項の2の(1)中「Ⅰ」を「ⅠのA項又はB項」に、「M項」を「W項」に、同2の(2)中「Ⅰ」を「ⅠのA項」に改める。

かぜ薬の項の2の(6)中「葛根湯」の下に「、葛根湯加桔梗」を加え、「E項」を「J項」に改め、同(6)を同2の(9)とし、同2の(5)を同2の(8)とし、同2の(4)を同2の(7)とし、同2の(3)中「に掲げる有効成分の配合は、各項ごとにそれぞれ一種とする。」を「のD項からF項まで、G項及びH項、I項、J項、K項からM項まで、O項、P項又はQ項に掲げる有効成分の配合は、各区分ごとにそれぞれ一種とする。ただし、別表第一のⅡのL項及びM項に掲げる有効成分は同時に配合することができる。」に改め、同3を同2の(6)とし、同(6)の次に次のように加える。

(7)　別表第一のⅡのE項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のVのU項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(8)　別表第一のⅡのF項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのC項若しくは同表のVのU項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(9)　別表第一のⅡのH項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのB項、C項若しくは同表のⅡのⅠ項、O項、P項若しくは同表のVのT項、U項、V項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる葛根湯加桔梗と同時に配合してはならない。

(10)　別表第一のⅡのL項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのC項若しくは同表のⅡのO項若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(11)　別表第一のⅡのM項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのB項、C項若しくは同表のⅡのO項若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(12)　別表第一のⅡのN項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅠのB項若しくは同表のⅡのO項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(13)　別表第一のⅡのO項に掲げる有効成分は、同表のⅡのD項からF項までに掲げる有効成分を含有する製剤にのみ配合することができる。

(14)　別表第一のⅡのO項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅡのH項、L項、M項、N項若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

(15)　別表第一のⅡのP項に掲げる有効成分を配合する場合は、同表のⅡのH項若しくは同表のVのT項、U項に掲げる有効成分又は別表第一の二に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。